

契約・調達管理会議設置要綱

(目的)

第1条 一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）、東京都、連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）は東京 2025 デフリンピック（以下「本大会」という。）の準備、運営を実施するに当たり、本大会における買入れ、請負その他の契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保するために、予算執行及び契約調達、財産処分事務の厳正な確認を行うことを目的とし、四者共同で契約・調達管理会議（以下「本会議」という。）を設置する。

(所管事項・付議条件)

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、運営委員会及び事業団において、本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件について、契約手続（予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等）及び契約締結（調達価格及び契約相手方の決定、入札手続の適確性の判定等）、取得した財産の処分手続が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 契約手続実施前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約手続実施前に精査、確認を行う。ただし、緊急性等が認められることについて委員に事前協議を行った案件は、契約手続実施前の精査、確認によらず、契約手続実施後の報告によることを認めるものとする。

- ア 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約
- イ 一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約
- ウ 特命随意契約（予定価格100万円を超える契約）
- エ 総合評価方式による契約
- オ プロポーザル方式による契約
- カ 収入案件（協賛契約関係）
- キ 単価50万円以上の備品の処分に関する契約
- ク 社会的に関心の高い案件

(2) 契約締結前

(1)で精査、確認した案件について、次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約締結前に精査、確認を行う。

- ア 低入札となった案件
- イ 1者入札となった案件
- ウ 高落札率となった案件
- エ 収入案件（協賛契約関係）
- オ 社会的に関心の高い案件

(契約変更)

第3条 契約変更を予定する案件で、次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件に

ついて、契約変更手続実施前に精査、確認を行う。ただし、(3) 収入案件（協賛契約関係）を除き、緊急性等が認められることについて委員に事前協議を行った案件は、契約変更手続実施前の精査、確認によらず、契約変更手続実施後の報告によることを認めるものとする。

(1) 第2条(1) 又は本条により精査、確認した案件

ア 契約変更に伴い変更後契約額が2千万円以上増額する委託契約及び物品の買入れその他の契約

イ 契約変更に伴い変更後契約額が4千万円以上増額する工事請負契約

なお、「増額」とは、第2条(1) 又は本条により精査、確認した後に生じた新たな契約変更に伴い増加した額の総額をいう。

(2) 第2条(1) 又は本条で精査、確認していない案件

ア 契約変更に伴い変更後契約額が2千万円以上になる委託契約及び物品の買入れその他の契約

イ 契約変更に伴い変更後契約額が4千万円以上になる工事請負契約

(3) 収入案件（協賛契約関係）については、原則、契約変更手続実施前の精査、確認を行うものとするが、カテゴリ及び区分に変更が生じない収入案件については、契約変更手続実施後の報告によることを認めるものとする。

(4) 本条(1)、(2) 及び(3) にかかわらず、社会的に関心の高い案件については、連盟、東京都、運営委員会及び事業団と協議の上、付議することができる。

(組織)

第4条 本会議は、別紙に掲げる委員（委員長を含む。）で構成する。

2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員及びオブザーバーを置くことができる。

3 前項のほか、委員長が必要と認めるときは、委員でない者を本会議に出席させ、その意見等を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、本会議を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 本会議は、必要の都度、委員長が招集する。委員長が認めるときは、委員の招集に代えて、書面による合議を行うことができる。

2 本会議は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(定足数)

第7条 本会議は、全委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

また、少なくとも外部委員1名の参加がなければ会議を開くことができない。

2 オンラインによる委員の出席は、前項の出席に含めるものとする。

3 委員は、参集又はオンラインによる出席が困難な場合、書面による参加に代えること、又は代理を立てることで、第1項の出席とみなすことができる。

(公開等)

第8条 本会議の会議は、原則、非公開とするが、後日、本会議の会議資料等を公開する。
ただし、関係者等の秘密情報が含まれる資料の公開については、当該関係者等の事前同意を得るものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 本会議の事務局事務は、四者が共同で行うものとし、事務局は東京都スポーツ推進本部に置く。

2 本会議の精査、確認に要する資料は、契約調達を行う運営委員会又は事業団に帰属する。

(本会議の運営に要する経費の負担)

第11条 本会議の運営に要する経費のうち、本会議の開催会場の設営等開催に要する経費については、東京都が負担する。

2 本会議の運営に要する経費のうち、連盟、東京都、運営委員会及び事業団所属の各委員に係る本会議の開催会場までの交通費その他の旅費については、その所属先が負担する。

(謝金の支払)

第12条 本会議は、外部委員に対し謝金を支払うことができるものとする。

2 外部委員への謝金の支払に関することは、東京都が行う。

(協議)

第13条 この要綱に定めない事項及びこの要綱の解釈に疑義が生じた事項、又はこの要綱の改正（付議条件の追加及び変更含む。）については、連盟、東京都、運営委員会及び事業団は、協議の上、信義誠実の原則のもと、決定する。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月5日から施行する。

別紙

契約・調達管理会議

委員名簿

委員長	学識経験者（公認会計士）
委員	学識経験者（弁護士）
委員	一般財団法人全日本ろうあ連盟
委員	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
委員	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部 総務部シニアマネージャー
委員	東京都スポーツ推進本部事業調整担当部長
委員	東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部事業調整第二課長